

平成22年 第15回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成22年9月8日(水)
開会 午後3時14分 閉会 午後4時45分
- 2 場 所 大宮庁舎4階 第2・3会議室
- 3 出席委員名 上羽敏夫、文珠清道、森益美、小松慶三、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説明者 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 高橋忠彰、学校教育課長 藤村信行、
社会教育課長 安達忠行、文化財保護課長 吉田誠、総括指導主事 後藤幸雄
- 6 書 記 教育総務課長 糸井嘉彦
- 7 議 事
 - (1) 議案第80号 平成22年度全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについて
 - (2) 議案第81号 京丹後市スクールバス運行管理規定の一部改正について
 - (3) 議案第82号 京丹後市琴引浜鳴き砂文化館の指定管理者の指定について
 - (4) 報告第14号 京丹後市マスターブレッジ条例施行規則修正について
- 8 その他
 - (1) 諸報告
 - ① 「共催」・「後援」申請に係る8月期承認について
 - (2) 各課報告
 - <教育総務課>
特になし
 - <学校教育課>
 - ① 9月学校行事予定について
 - <社会教育課>
 - ① 短歌入門教室について
 - ② 第2回社会教育委員会議について
 - ③ 理科わくわく体験教室について
 - ④ 第45回人権教育研究京丹後市大会
 - ⑤ 第25回国民文化祭おかやま『文芸祭 短歌大会』中央選者会について
 - ⑥ 第26回国民文化祭・京都2011 文芸祭小町ろまん短歌大会について

⑦ 第6回京丹後市総合体育大会について

〈文化財保護課〉

- ① 松山遺跡第6次調査について
- ② 大内北古墳群調査について

(3) その他

9 会 議 録 別添のとおり (全10頁)

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成22年10月 6日

委員長 上羽 敏夫

署名委員 文珠 清道

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会委員長 上羽敏夫

〔被招集者〕 文珠清道、森益美、小松慶三、米田敦弘

〔説 明 者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 高橋忠彰、学校教育課長 藤村信行、
社会教育課長 安達忠行、文化財保護課長 吉田誠、総括指導主事 後藤幸雄

〔書 記〕 教育総務課長 糸井嘉彦

〈上羽委員長〉

ただ今から「平成22年第15回京丹後市教育委員会定例会」を開会致します。

今春の大卒者約2割が進路未定の「既卒者」となりました。経団連の調査で企業の6割は「新卒者」を採る志向が強いとのこと。

これに対して、政府が打ち出した緊急対策は新卒者の定義を変えることでして「卒業後3年以内」は新卒者として応募できるようにし、採用企業には奨励金を出す内容の改正のようですが、これで解決できるのかなど、ふと思いました。

また、英語の「公用語化」を企業大手の楽天やユニクロを展開する会社が、平成24年度中を目標に実施します。これは、グローバル化した経済のなかで企業の利益になるからするようですが、実際に使える「英語」になるには1日3時間で3年間の勉強（訓練）を続ける必要があるそうです。英語に対し「日本語」は、文化・伝統・情緒などを考えますと英語との構造が違いすぎて、必要とされる年代に応じて必修や選択制という考え方があろうかと思えます。

小学校でも英語教育が実施されるようになりますが、発達段階に応じた適切な指導が必要ですし、これまでの受験英語的なものは見直す必要があると思えます。

委員長としての行事出席等につきましては、8月16日教育委員会臨時会、27日は第45回人権教育研究京丹後大会で開会の挨拶をいたしました。9月1日は市議会本会議、2日は特別委員会、5日は市の総体の日であり委員の皆様ご苦勞様でございました。

本日の議案は、ご案内のとおりでございます。委員各位の活発なご議論をお願い致しまして、開会のご挨拶と報告とさせていただきます。

次に米田教育長から、第13回教育委員会定例会開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をお願いいたします。

〈米田教育長〉

失礼します。学校再配置の取り組みも、学校再配置審査等特別委員会に付託されまして、そこで審査されております。私たちが既に3日間にわたり会議に出席しましたし、今後も市長部局等も含めて対応して参りたいと思えます。本日、校園長会がありまして、校園長の先生方にも今の状況と教育改革の構想案、特に小中一貫教育について、またPTAへの配慮・対応について話をしました。

「平成22年8月動静表」朗読説明

<上羽委員長>

ただいまの教育長報告について、ご質問等ありましたらお願いします。

<文珠委員長職務代理者>

質問ではないですが、9月4日の京都府の教育振興計画に係る府民交流会に私と森委員が出席してまいりました。丹後教育局管内の他の教育委員会からもいろいろとお見えになっていたようです。感想ですけれども、これからの京都府の教育ビジョンを考えるうえでのいろんな提案・ご意見をいただきたいという府の問いかけがありまして、ぜひ京丹后市教育委員会としても様々なすばらしい提案・提言等をされますようお願いしたいと思っております。

<米田教育長>

特に最後の方で言われました、北部は人材が非常に不利だということで、こちらが具体的な案を出していけば出来るだけ努力をするということも言われましたし、大切な問題であると思っています。

<吉岡教育次長>

今の関係ですが、京都府のほうは教育振興計画ということで今回作業に入っているわけですが、各地方自治体、教育委員会もこれについては努力目標として、教育振興計画を策定することになっておりますので、京丹后市でも来年度以降協議に入らせていただきたいと思っております。1年ではできないかもしれませんが、教育委員の皆様にもお世話になって作り上げる努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

<上羽委員長>

他にございませんか。

次に会議録の承認を行います。第13回の署名委員は小松委員、第14回の署名委員は森委員です。会議録については、第13回はすでにお手元に送付、第14回については、本日、配付していますが、原案のとおり承認してよろしいですか。

<全委員>

了承。

<上羽委員長>

原案どおり承認いたします。

<上羽委員長>

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

文珠委員を指名しますのでお願いします。

<上羽委員長>

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

議案第80号「平成22年度全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについて」を議題

とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

議案第80号について説明させていただきます。本年度実施しました「全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについて」であります。次のようにしたいと思っています。京丹後市教育委員会としましては、本調査の実施主体が国であること、市町村が基本的な参加主体であること、学校の序列化につながらないようとの配慮等から、市内各学校の状況について、個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。市としましての平均点も、点数に関係することは従来どおり公表しないという方針でいきたいと思っております。この提案をいたしました理由につきましては、去年と違って今度の場合は抽出式になったのですが、要項自体は変わっておりません。文部科学省が実施しました要項に基づいて、要項の取扱いの中に過度な競争になったり、序列化ということもきちんと踏まえられていますので、従来どおりの対応ということできたいと思っております。

これにつきましては、京丹後市教育委員会事務委任規則第2条第1号の規程により教育委員会の議決を必要とするということで、お諮りをさせていただきたいと思っております。

〈上羽委員長〉

議案第80号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈上羽委員長〉

ここで休憩をします。

【休憩】 午後3時29分～午後3時53分

〈上羽委員長〉

休憩を閉じ委員会を再開致します。

〈上羽委員長〉

ご意見ございませんか。

ご意見がないようですのでお諮りを致します。議案第80号「平成22年度全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについて」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め承認致します。

次の議案に入らせていただきます。

議案第81号「京丹後市スクールバス運行管理規程の一部改正について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましては、教育次長から説明いたします。

〈吉岡教育次長〉

議案第81号「京丹後市スクールバス運行管理規程の一部改正について」説明させていただきます。議案書の提案理由にもありますように、市では平成18年10月以降、上限200円バスの実証運行を行いまして、市内のバス交通の統一的な実証運行を行ってきておりましたが、今般本市の市営バスの統一的な運営を図るために、新たに「京丹後市営バス運行事業に関する条例」を9月議会に提案しております。この条例の規定では市営バスの事業の中に市がスクールバスの通学に支障のない範囲内で一般住民の利用に共用するために運行する事業、スクールバス運行事業と、一般旅客自動車運送事業者、具体的に言いますと丹海バスが現在は使っているのですが、この2つが市の委託に基づきスクールバスを運行し、当該スクールバスが通学に支障が生じない範囲内で、一般住民の利用に供するために運行する事業を行うこととしております。

これを受けまして、現在の規定の中で、第3条第2項第2号の前号にかかげるものの教育委員会が必要と認めるものとしておりましたが、現在も運行を行っております久美浜町内のこれからのスクールバス運行事業、スクールバス運行管理規程に規定し、条文に明示するほうがよいと判断し一部改正するものです。条文の改正内容は第3条第2項に第2号として、市営バス運行事業による一般住民の利用に供するための運行を加えるものです。なお、施行日につきましては、市営バス運行事業に関する条例の施行日に合わせまして本年10月1日としておりますので、よろしくご審議をお願いします。

〈上羽委員長〉

議案第81号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈森委員〉

一般のかたがスクールバスを使うということが理解できないのですが。

〈吉岡教育次長〉

スクールバスを使って、一般の方も乗っていただくということです。現在も久美浜町内では3路線行っております。

〈文殊委員〉

今は久美浜だけそういう状態であるということですが、今後はそういう路線も広がっていく可能性があるということですか。

〈吉岡教育次長〉

来週の9月議会の一般質問でも同様の質問がありますが、市営バスの運行を考えた場合、スクールバスを使った混乗利用をした場合が良いということもある部分出てきますので、それについてはまだ方針が出ていないのですが、検討する余地はあると思っています。

これについては、企画政策課が市全体の市営バスの運行に関することを担当しています

が、その検討の中に教育委員会の職員も入りまして、あくまでもスクールバスの運営に支障がないと判断できる場合に、他の路線も今後増やすことは検討する必要があると思っています。

<小松委員>

スクールバスの台数のこともありますが、理由付けがうまくでき、当然スクールバスとして支障がないということが前提ですが、行政をすすめる中で上手くスクールバスが使えたらと前から思っていました。

<上羽委員長>

ただ今の案件で気になる点は、京丹後市の生徒用のスクールバスを一般市民も利用するというのが大前提であります。さきほど文珠委員からもありますように、観光客等で市民でない方も利用されることがあるなかで、児童生徒の安全をどう確保していくかということも当然問題になってくると思います。

効率的な部分とか便宜的なことをいうと、併用して多くの方に利用していただくことに対してはいいのですが、児童生徒の安全確保という問題については十分議論していただきたいと思っています。

<吉岡教育次長>

委員長のおっしゃられたとおりでして、児童の安全安心は一番に考えなければならないと思いますし、そういう部分を十分検討した上で実行に移していく必要があると思っています。さきほど申しましたように久美浜ではすでに実施しておりますので、今回のことについてスクールバスを実施している中学校の校長に確認しましたところ、今のところは特に大きな問題もなく運営されているので、そういうかたちで運営されているのだったら今回も認めていく方向で検討しようということにさせていただきますので、よろしくお願ひします。

<上羽委員長>

他にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第81号「京丹後市スクールバス運行管理規定の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<上羽委員長>

異議なしと認め、承認致します。

<上羽委員長>

次の議案に入らせていただきます。

議案第82号「京丹後市琴引浜鳴き砂文化館の指定管理者の指定について」を議題とします。米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましても、教育次長のほうから説明いたします。

〈吉岡教育次長〉

議案第82号「京丹後市琴引浜鳴き砂文化館の指定管理者の指定について」説明をさせていただきます。琴引浜鳴き砂文化館は市の指定管理者制度の導入に伴いまして、平成18年4月から掛津区を指定管理者に指定し運営管理等行っていただいておりますが、来年3月末をもって指定管理の協定期間が終了することにより、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間の指定管理者の指定を行うこととしているものです。

指定管理者の指定につきましては、京丹後市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例に基づきまして、原則公募をすることとなっておりますが、公募を行わないことについての合理的な理由があるときは1社を指定することができることとなっております。当該施設は設置の目的が琴引浜の鳴き砂の保全及び保護啓発活動、自然環境学習の援助並びに促進を図ることから琴引浜の鳴き砂を中心的に保全管理を行っており、また施設の敷地が掛津区の所有地で、市が無償貸与を受けていること、建物はナショナルトラストの所有であり、公共的団体に管理をしてほしいとの会社のほうからの意向もあることから、地元掛津区を指定し、指定管理者としようと考えているものです。1社を指定するものではありませんが、別途掛津区からは指定管理者の応募を受けておりまして、これをもとに指定管理者選定委員会で当該施設を所管しております文化財保護課が面接を受け、候補者と選定されまして、掛津区には候補者として選定された旨を8月末に既に通知しております。正式に指定管理者に指定をされるためには、地方自治法の規定で議会の議決が必要となりますので、今の9月議会に追加提案される予定と聞いておりますが、事前に教育委員会での審議をお願いするものです。尚、京丹後市が所管する施設であります京丹後市いさなご工房、いさなごコート、峰山林業総合センターについては7月に公募を行っておりますが、応募がありませんでした。これにつきましては、あらためて全国公募をおこなうということです。以上ですので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

〈上羽委員長〉

議案第82号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員〉

指定管理料は増加等があったのでしょうか。

〈文化財保護課長〉

今の指定管理料は5,959,000円ということでありまして、地元の申請は6,268,000円ということで若干増加しております。この理由につきましても、建物そのものが平成13年の建物ということでありまして、年が経つにしたがって入館料の収入が減っているのが現状です。従いまして、平成21年度の決算では、かなり赤字になっています。その一番大きな理由はやはり入館料収入の減少ということにあります。平成21年度で633,453円の赤字です。これは掛津区のほうから補てん金ということで入館料と指定管理料が主なものですが、入館料が減少していることからです。

<小松委員>

入館料そのものは、総額はいくらくらいですか。

<吉田文化財保護課長>

平成21年度決算2,791,100円ということで、平成18年度から比べると50万円くらい減少しています。ということで、施設そのものの目新しさがなくなり入館者が減少したことから、その部分を少し補てんするというような計画をいただいています。

<上羽委員長>

館長の給与というのは、固定したものでですか。何かの規定に沿って実施されていますか。

<吉田文化財保護課長>

具体的な数字としては今185,000円ということです。週6日勤務をしております、一つは非常勤特別職が166,500円ですけれども、その非常勤特別職は週4日ということでございまして、週6日勤務ということで、それと比較すると割安にはなっています。

<上羽委員長>

ただ、一般的に言うと、補てんが多くなっていくという現状が当たり前だという感覚はいかがなものかなと思います。基本的には、やれる状態に応じて考えていく必要があるのではないかと思います。

他にありませんか。よろしいでしょうか。

それではお諮りを致します。議案第82号「京丹後市琴引浜鳴き砂文化館の指定管理者の指定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<上羽委員長>

異議なしと認め、承認致します。

<上羽委員長>

それでは、報告議案に入らせていただきます。

報告第14号「京丹後市マスターズビレッジ条例施行規則修正について」を議題とします。米田教育長から説明をお願いします。

<米田教育長>

社会教育課長のほうから説明いたします。

<安達社会教育課長>

「京丹後市マスターズビレッジ条例施行規則修正について」でございしますが、これにつきましては、第13回教育委員会議、8月5日開催でしたけれども、そのなかで承認いただきました議案第72号「京丹後市マスターズビレッジ条例施行規則の一部改正」について、

改正条文の不備によりまして議案の一部を修正する必要が生じたということで報告させていただきました。その件で、前回8月の臨時会でも説明させていただいたのですが、今回、さらに詳しく報告させていただきます。

8月10日の市の例規審査会等におきまして、改正条文の不備を指摘されまして、修正部分としまして1番から14番までの部分。この理由につきましては、修正理由としまして、同じように1番から14番まで記載してありますが、それが修正部分と修正理由が対応しているということでございます。これを見ていただきましても、あまりよく分からないと思いますが、お手元の一番最後のほうに、新旧対照表がございます。8月5日の第13回の教育委員会議で承認されました改正案とそれから最終改正案との新旧対照ということで出していますので、ご覧ください。8月5日の承認いただいた改正が左に書いてありますが、最終改正案のほうで赤字と青い線で書いてある点が変わったということでご理解をお願いしたいと思っております。第2条の中間で工房及びふれあいスポーツ広場の休業日というものを新たに追加しております。当初は工房だけのことを書いておりましたが、当然これはスポーツ広場も規定すべきという指摘がありまして、このように改正をお願いしたいということでございます。同じく第2条第2項につきましても、指定管理の読み替え規定については、また後のほうの条文で規定させていただきますので、その部分につきましては以下から第4条から第13条まで削除させていただくこと、スポーツ広場に関する休業日等も文言を新たに追加しております。それから第3条につきましては利用時間でございますが、工房及びふれあいスポーツ広場のところでございますが、「ふれあい」という言葉はいらないということで削除させていただくということです。同じく追加という部分でございますけれども、第4条では、別表の規則で定めるとなっていました、これが何のことか分からないということで教育委員会規則ということをはっきりと入れるということで、このように修正ということでございます。第5条の利用の申請ですが、前日が休館日の場合は直前の開館日、というあたりで文言の追加ということでございます。それから、第2号でございますが、休業日の場合は以後の開業日ということで、これも追加です。それから、第7条使用料の納付でございますけれども、これは問題がありませんが、次の第8条です。使用料の免除、同じく第9条につきましては、市の条例で規定すべきものということであります。市長が定めることとなっておりますので、定めるなら条例で定めるものであり、教育委員会規則で定めるべきものでないということにして、その部分は削除させていただくということです。それから、次が第10条としておりましたのを、施設の占用ですが第8条へ変更ということです。第11条となっておりますのを第9条に変えるということでございます。第12条から第17条とありましたものを第10条から第14条というように条項の修正をいたします。新たに第15条で指定管理者にビレッジの管理に関する業務を行うことについて読み替えというところも追加ということでございます。それから第16条も追加、別表第4条関係ということも追加です。これが承認いただいた案から最終このように変わっているという内容です。

お手元には、報告第14号の後に、京丹後市マスターズビレッジ条例施行規則の一部を改正する規則を添付させていただいています。これが最終の改正案そのものでございます。これにつきましても、簡単に説明させていただきますと、第2条第1項につきましてはスポーツ広場の休業日も規定をしているということ、また第2項においては指定管理者の読み替え規定を追加し、スポーツ広場の休業日、文言を加えております。第4条を第8条としまして、新たに第4条として工房の体験実習、教室等利用料の規定の追加をしており

ます。そして、第5条として利用申請の追加の規定をしております。第6条としましては、利用許可の規定を追加しております。第7条につきましては、利用料の納付の規定を追加しております。そして、第15条を追加ということで、管理者にビレッジの管理に関する業務を行わせる場合の委員会への読み替え規定としております。その他、条例第4条の関係で実習料を定め、あとは様式でございます。これの後のほうに、新旧対照表がついています。現在の規定を最終改正にこのように変えるということでございます。

以上でございます。教育委員会で承認いただいたものを不備がありまして、修正ということになりまして、大変ご迷惑をおかけして申し訳なかったと思います。委員会への上程にあたっては、慎重に最後まで点検等致しますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

〈上羽委員長〉

ただ今、報告第14号につきまして、説明をいただきました。

ご質問等がございましたらお願いします。

〈上羽委員長〉

特にご質問等ないようです。

それでは、以上で本日の議事を終了させていただきます。

続いて、5のその他ということで、諸報告、各課報告を順次お願いしたいと思います。

～～ [教育次長、各課長] による報告 (以下のとおり) ～～

(1) 諸報告

〈吉岡教育次長〉

① 「共催」・「後援」申請に係る8月期承認について

(2) 各課報告

〈教育総務課〉

特になし

〈学校教育課〉

① 9月学校行事予定について

〈社会教育課〉

① 短歌入門教室について

② 第2回社会教育委員会議について

③ 理科わくわく体験教室について

④ 第45回人権教育研究京丹後市大会

⑤ 第25回国民文化祭おかやま『文芸祭 短歌大会』中央選者会について

⑥ 第26回国民文化祭・京都2011 文芸祭小町ろまん短歌大会について

⑦ 第6回京丹後市総合体育大会について

〈文化財保護課〉

① 松山遺跡第6次調査について

② 大内北古墳群調査について

〈上羽委員長〉

全体を通して、何かご質問がありますか。
事務局からありませんか。

〈上羽委員長〉

ご質問等ないようです。
以上で第15回京丹後市教育委員会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

〈 閉会 午後4時45分 〉

[10月定例会 平成22年10月6日(水) 午後3時00分]